

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[商工労政課]</p> <p>(1) ふるさと大分市応援寄附金について</p> <p>ア 公金収入事務委託の告示及び公表に不備があるもの</p> <p>地方自治法施行令の規定では、歳入の徴収を私人へ委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、ふるさと大分市応援寄附金にかかる公金収入事務委託においては、告示及び公表を行っていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[商工労政課]</p> <p>ご指摘のありました公金収入事務委託の告示及び公表につきまして、告示を行っていなかった事業者について告示を行い、また、市ホームページに公金収入事務委託先事業者の掲載を行い公表しました。</p> <p>今後は、法令に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査
部 局 名：農林水産部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[生産振興課]</p> <p>(1) 法定外公共物の占用料について ア 算定が適正でないもの</p> <p>大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、本市が所有する道路法の適用がない道路や河川法の適用がないため池等は法定外公共物とされており、その占用料の算定については道路に係る占用料と河川等に係る占用料がそれぞれ定められている。</p> <p>しかしながら、ため池の占用料について、定められていない区分により算定しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、算定の根拠を明確にし、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[生産振興課]</p> <p>ご指摘のありました占用料につきましては、条例に基づき、申請者に還付を行いました。</p> <p>今後は、道路及び河川等に係る占用料の区分に定められていない項目について、土木建築部と協議のうえ、年度内に料金設定を行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

部 局 名：消防局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[総務課]</p> <p>(1) 不用品の売却収入について</p> <p>ア 売払い事務が適正でないもの 消防車両装備品等を更新等する際に生じた鉄くず等の売払い事務において、契約事務規則の規定による事務手続きを経ずに売り払っているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[総務課]</p> <p>ア ご指摘のありました鉄くず等の売払いの事務処理については、契約事務規則の規定に従い見積書を徴して売払い価格の決定を行うこととしました。</p> <p>今後は、契約事務規則に沿った適正な事務処理を行います。</p>	